

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

「定年退職後の再就職先はどこが有利？」

セミナーをしていますと、「定年後、どうしたら（年金をもらうのに）一番有利ですか？」というご質問をいただきます。

昨年4月から高年齢者雇用安定法が改正になりました。以前のように、60歳、即引退生活という時代ではありません。

60歳以後もバリバリ働くぞ!という方が多いなか、再就職先と年金との関係について、考えてみましょう。

No.	今まで	60歳 ▼	再就職先	こうなる
①	厚生年金	→	厚生年金	給料と年金の合計額によって、年金の一部または、全額が支給停止になります。 (※注)
②	厚生年金	→	共済組合	厚生年金全額支給。 給料も全額支給。
③	厚生年金	→	厚生年金、共済組合に加入していない会社に就職	厚生年金全額支給。 給料も全額支給。
④	厚生年金	→	無職、自営、パート	厚生年金全額支給。 収入制限なし。

単純に見れば、②・③が有利のようですが、そうそう希望通りに行かないのが世の常。

①のように60歳以後も厚生年金に加入し、将来もらう年金額を少しでも増やす、ということも有効な手段です。

また、同じ年金をもらうにしても、「繰上げ受給」という方法もあれば、逆に「繰り下げ」という選択肢もあります。

そう考えると、年金をもらう有利な方法云々というよりも、自分自身が「どう生きたいか？」あるいは「何がしたいか？」ということ次第かも知れません。

「定年」はそれを考えるひとつの区切りと言えるのではないのでしょうか。

※注 平成19年4月より、70歳以上の在職者についても、60歳台後半の在職高齢年金の仕組み適用されます。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの人は適用されません。